

新	旧	備考
<p>貿易一般保険包括保険（技術提供契約等）特約書</p> <p>平成 13 年 4 月 1 日 01-制度-00019 沿革（略） <u>平成 22 年 3 月 29 日 一部改正</u></p> <p>第 1 条～第 2 条（略）</p> <p>第 3 条 1～2（略）</p> <p>3 日本貿易保険は、前項に掲げる場合のほか、技術提供契約等の相手方が<u>第 1 号に該当する場合には約款第 3 条第 1 号のてん補危険について約款第 4 条第 11 号に該当する事由により生じた損失を、第 2 号に該当する場合には約款第 3 条第 1 号のてん補危険について約款第 4 条第 12 号又は第 13 号に該当する事由により生じた損失をてん補する責めに任じない。</u></p> <p>一 <u>技術提供契約等の相手方が、保険契約の申込時において名簿上 G S 格、G A 格又は G E 格以外に格付けされている場合（貿易一般保険包括保険（技術提供契約等）のうち、2 年未満案件の引受基準について（01-制度-00074）別紙 2 政府開発援助契約等（以下、「政府開発援助契約等」という。）のうち（1）及び（1 2）（決済方法のいかんを問わない。以下、「円借款等」という。）に係る技術提供契約等であって、当該技術提供契約等の相手方が、保険契約の申込時において事故管理区分 B 以外に格付けされている場合を除く。）</u></p> <p>二 <u>技術提供契約等の相手方が、保険契約の申込時において名簿上名簿区分 P 又は事故管理区分 R の場合</u></p> <p>4 日本貿易保険は、第 2 項に掲げる場合のほか、技術提供契約等の相手方（技術提供契約等の締結の相手方と当該技術提供契約等に係る対価等の支払人が異なる場合には、当該支払人。以下同じ。）が保険契約の申込時において名簿上 E M 格、</p>	<p>貿易一般保険包括保険（技術提供契約等）特約書</p> <p>平成 13 年 4 月 1 日 01-制度-00019 沿革（略）</p> <p>第 1 条～第 2 条（略）</p> <p>第 3 条 1～2（略）</p> <p>3 日本貿易保険は、前項に掲げる場合のほか、技術提供契約等の相手方が<u>次の各号のいずれかに該当する場合には、約款第 3 条第 1 号のてん補危険について約款第 4 条第 11 号から第 13 号までのいずれかに該当する事由により生じた損失をてん補する責めに任じない。</u></p> <p>一 <u>技術提供契約等の相手方が、保険契約の申込時において名簿上名簿区分 P 又は事故管理区分 R の場合</u></p> <p>二 <u>技術提供契約等の相手方が、保険契約の申込時において名簿上 G S 格、G A 格又は G E 格以外に格付けされている場合（約款第 4 条第 12 号又は第 13 号に該当する事由により生じた損失を除く。）</u></p> <p>4 日本貿易保険は、第 2 項に掲げる場合のほか、技術提供契約等の相手方（技術提供契約等の締結の相手方と当該技術提供契約等に係る対価等の支払人が異なる場合には、当該支払人。以下同じ。）が保険契約の申込時において名簿上 E M 格、</p>	

<p>EF格若しくはEC格に格付けされている場合又は名簿区分P若しくは事故管理区分Rの場合には、約款第3条第2号又は第4号のてん補危険について約款第4条第12号又は第14号に該当する事由により生じた損失をてん補する責めに任じない。</p> <p>5 第3項第2号及び前項の規定にかかわらず、取消不能信用状（保険契約の申込時において名簿上GS格、GA格、GE格又はSA格に格付けされている銀行が発行するものに限る。以下「ILC」という。）により対価等が決済される場合又は円借款等（<u>借款であって政府開発援助契約等に該当するものを含む。以下、同じ。</u>）により代金等が決済される場合には、<u>当該ILC取得後又は円借款等の契約の締結後</u>、日本貿易保険は、約款第4条第12号から第14号までのいずれかに該当する事由により生じた損失をてん補する責めに任ずる。</p> <p>第3条6号（略） 第4条～第15条（略）</p> <p><u>附 則</u> <u>この改正は、平成22年4月1日から実施する。</u></p> <p>附帯別表1～3（略）</p>	<p>EF格若しくはEC格に格付けされている場合又は名簿区分P若しくは事故管理区分Rの場合には、約款第3条第2号又は第4号のてん補危険について約款第4条第12号又は第14号に該当する事由により生じた損失をてん補する責めに任じない。</p> <p>5 第3項第1号及び前項の規定にかかわらず、取消不能信用状（保険契約の申込時において名簿上GS格、GA格、GE格又はSA格に格付けされている銀行が発行するものに限る。以下「ILC」という。）により対価等が決済される場合には、当該ILC取得後、日本貿易保険は、約款第4条第12号から第14号までのいずれかに該当する事由により生じた損失をてん補する責めに任ずる。</p> <p>第3条6号（略） 第4条～第15条（略）</p> <p>附帯別表1～3（略）</p>	
---	--	--